弁護士による

建築業界向け

トラブル対策セミナのご案内



全3回 各120分

参加費 1,000円 先着 30名様

拝啓、時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

弁護士法人淡路町ドリーム、代表の松江仁美と申します。

以前より続けて参りました当法人の『トラブル対策セミナー』も、おかげさまで第6期を開催させていただく事になりました。

このセミナーでは、お客様との間にて発生する予期せぬトラブルを、重篤な法的抗争に発展させることなく、早期に解決できるよう、過去の当法人での経験・実績をもとに、対策をご紹介させていただきます。最終的には、トラブルを発生させない業務対応のあり方を目指していきたいと思っております。

つきましては、こちらのご案内状をご高覧いただき、何卒ご参加をご検討いただきますよう、宜 不動産・建築会社を多く顧問に持ち、数多くのしくお願い申し上げます。 不動産・建築のトラブル解決を手がける。最近に

なお、セミナーに関するご不明な点につきましては、お気軽にお問い合わせください。まずは、 取り急ぎご案内まで。略儀ながら書中をもってご挨拶申し上げます。

※全3回中、1回のみのご参加も可能です。参加費はお一人様各回1,000円となります。



講師松江 仁美

不動産・建築会社を多く顧問に持ち、数多くの 不動産・建築のトラブル解決を手がける。最近は いわゆるクレーマーへの対策、近隣住民対策、な ど、特に企業にとって、悩みの多い問題を解決し てきている。トラブルの対症療法にとどまること なく、企業活動の拡大に伴い発生してくるリスク をどれだけ予防できるかを考えた業務のあり方 を追求するのがモットー。

第 **1 6** 回 2017年 **2**月**14**日(火) ①**13:30~** ②**18:30~**

知っておこう!建築設計契約における、設計士の義務と責任

2005年の構造計算偽造事件以降、建築士の責任は強化され、設計・工事管理を独占業務とするプロとして、法例の遵守は厳しく叫ばれるようになりました。そのため、悪気はなくても、言い訳無用で責任を問われかねません。また2015年には建築士法が改正され、契約書の作成義務など、より厳しい課題も課されるようになりました。

これを機会に、建築士の法的な責任をきっちり学び、普段の業務で思わぬ責任追及をされないための心構えをしておきましょう。

第 】 7 回 2017年 3月14日(火) ①13:30~ ②18:30~

設計報酬の取りはぐれを防止する方法

建築士にとって、設計契約の報酬の確実な回収は永遠の課題です。せっかく仕事をしても、報酬が手に入らなければ、何もなりません。しかし、実際には、契約締結前にさんざん図面を引かされ、結局、契約締結をしてもらえずただ働きになったり、あるいは、契約を締結してきちんと仕事をしたのに、いろいろ難癖をつけて、払ってくれないなど、トラブルに巻き込まれることも、残念ですが、後をたちません。確実な報酬回収のために、契約前段階から気をつけるべき事、契約締結時に注意すること、工事段階で気をつけること。時系列にそって、注意すべきポイントをお教えします。

第 1 8 回 2017年 4月11日(火) ①13:30~ ②18:30~

建築設計契約の不当な解約トラブルへの対処法

施主のわがままにつきあわされて、何度も図面を引いたにも関わらず、あげくにもっとコストのいいところにするからと、契約を解除だと言い出された場合、どう対抗していったらいいのか、悩ましい問題です。建築士として、できるだけ、施主の希望に応えてあげたくて、苦労して調整してきたのに、不当に解除されてはたまりません。解除事由に理由が無いことをきちんといえるような、隙の無い業務体制は必要です。また、不当に解除された後、設計図書を悪用されないように監視も必要です。